

平成3年以來31年ぶり

国民健康保険税引き下げ

●問い合わせ 保険課 (東庁舎 2階 ☎34-3215 📠39-2523)

平成3年以來31年ぶりに税率の引き下げを行い、被保険者の皆さんの負担軽減を図ります。
納税通知書は **7月中旬に送付**しますので、ご確認ください。

詳細はこちら



市ホームページ

改正内容

◆所得割・平等割を引き下げ

所得割 (医療保険分) 9.1パーセント → **8.1パーセント (△1.0パーセント)**
平等割 (医療保険分) 2万2,700円 → **2万1,700円 (△1,000円)**

◆未就学児の均等割を引き下げ

全世帯の未就学児について均等割を **5割軽減**します。
※低所得者軽減が適用されている世帯は、軽減後の額から5割軽減となります。

◆課税限度額を引き上げ (所得の少ない世帯の負担を軽減)

医療分 63万円 → **65万円 (+2万円)**
後期高齢者支援金分 19万円 → **20万円 (+1万円)**

昨年度との税率の比較 ※網掛け部分に変更

令和3年度

区分	内容	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
		全ての年齢に加算		40歳以上65歳未満に加算
所得割	加入者の前年の所得に乗ずる割合	9.1%	3.2%	2.6%
均等割	加入者1人あたりの年額	1万8,800円	6,500円	6,400円
平等割	1世帯あたりの年額	2万2,700円	7,400円	6,700円
課税限度額	上の3項目合計の上限額	63万円	19万円	17万円



令和4年度

所得割	加入者の前年の所得に乗ずる割合	8.1%	3.2%	2.6%
均等割	加入者1人あたりの年額	1万8,800円	6,500円	6,400円
	(未就学児の方1人あたり) ※軽減世帯の金額は異なります	(9,400円)	(3,250円)	—
平等割	1世帯あたりの年額	2万1,700円	7,400円	6,700円
課税限度額	上の3項目合計の上限額	65万円	20万円	17万円

モデルケース

	世帯構成 収入/月	R3年度(9.1%)	R4年度(8.1%)	改定差額
1	高齢者(65歳以上)2人世帯 国民年金6万円×2人	2万4,100円	2万3,800円	△300円
2	高齢者(65歳以上)2人世帯 厚生年金20万円+国民年金6万円	17万1,500円	16万2,000円	△9,500円
3	夫婦、未就学児1人世帯 給与23万円+給与(パート)4万円	34万7,800円	32万6,100円	△2万1,700円

※世帯構成、年齢、年収額等によって年税額は変動します。